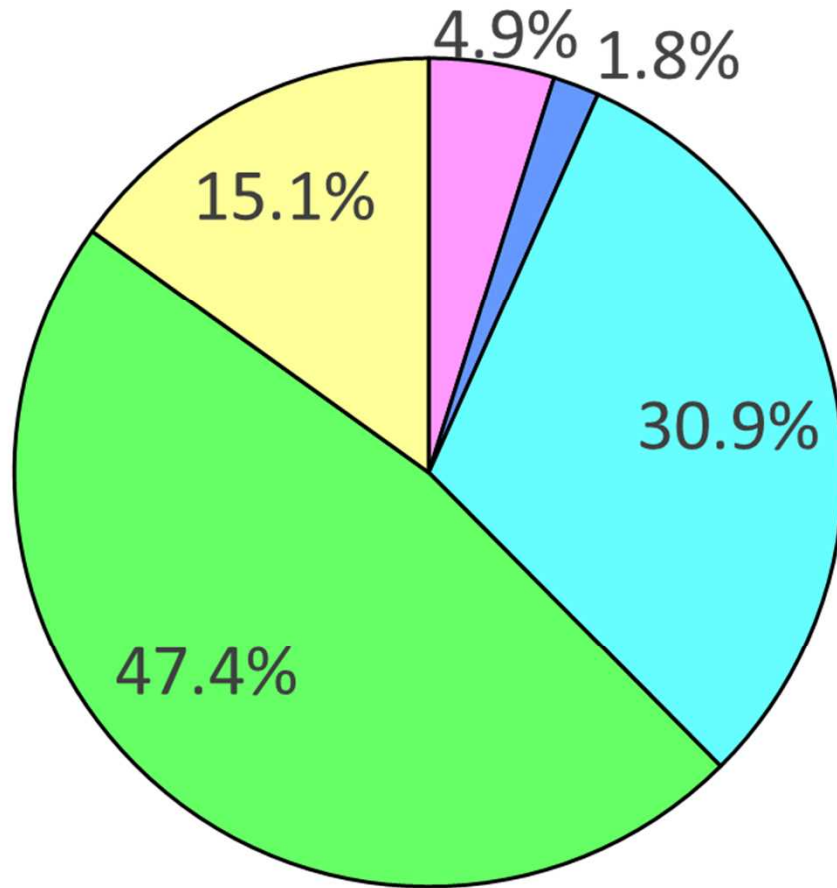


薬物乱用防止教室を開催しなかった理由 (中学校、高等学校、中等教育学校)



N=2,185

- 適切な講師がいなかった
- 講師謝金等の経費が確保できなかった
- 指導時間の確保ができなかった
- 体育・保健体育で指導しているため必要なし
- その他

(平成28年度薬物乱用防止教室開催状況調査)



薬物乱用防止教室の講師

職 種	小学校	中学校	高等学校	合計*
警察職員	28.7%	39.5%	48.2%	35.0%
学校薬剤師等薬剤師	35.2%	23.1%	14.7%	28.4%
民間団体等構成員 (社会奉仕団体等構成員)	9.8%	8.1%	5.4%	8.6%
保健所職員	5.3%	5.5%	5.2%	5.4%
薬物乱用防止指導員	4.1%	3.8%	3.3%	3.9%
学校医等医師	3.0%	2.4%	1.1%	2.5%
大学教員等	0.8%	1.4%	2.9%	1.3%
麻薬取締官・員OB	0.8%	1.2%	2.3%	1.2%
その他	12.2%	14.7%	16.4%	13.6%

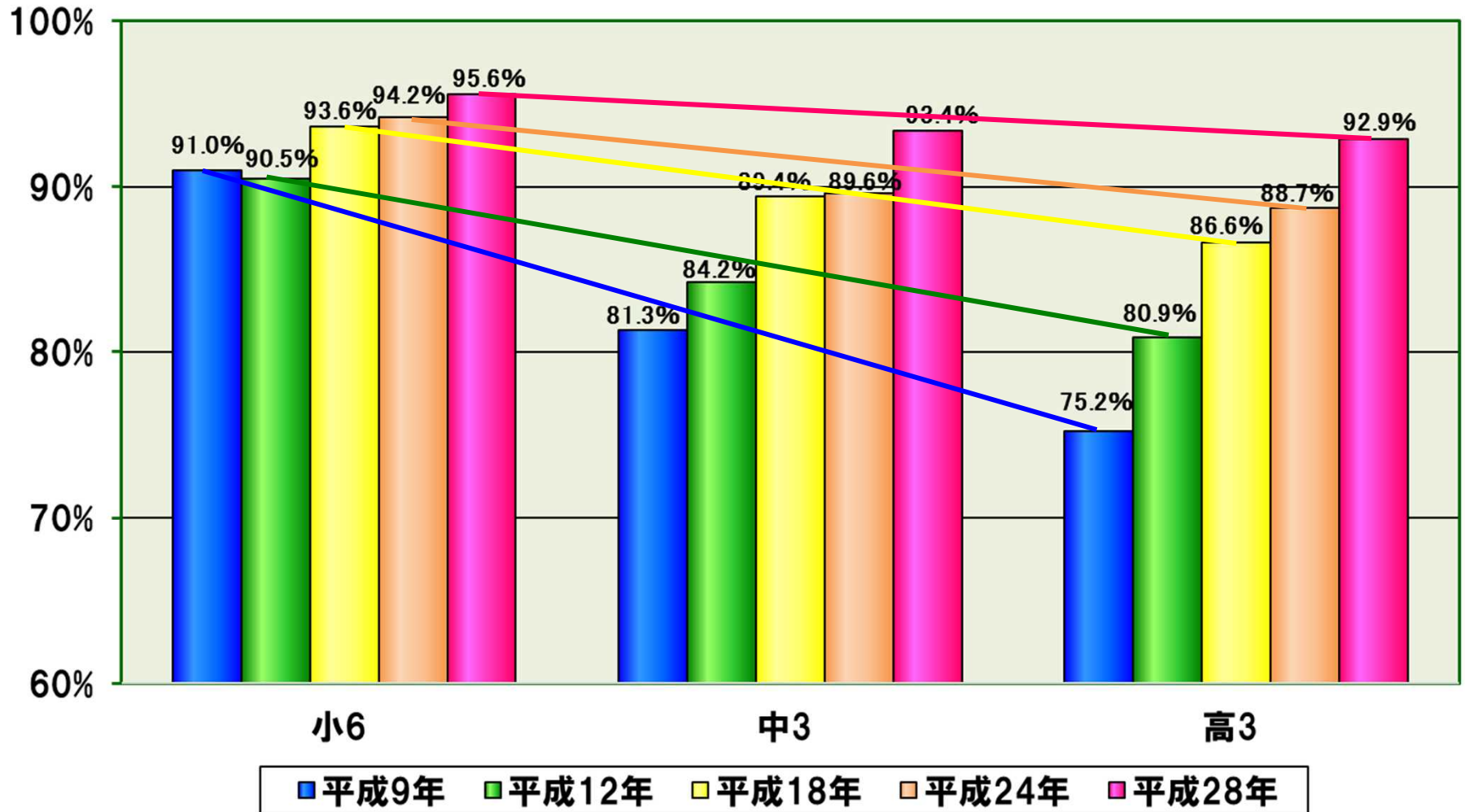
(平成28年度薬物乱用防止教室開催状況調査)

%:開催校における職種別の講師の割合
* 義務教育学校、中等教育学校を含む



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

覚醒剤等の薬物は「絶対に使うべきではない」と回答した児童生徒の割合



3. 薬物乱用防止教育関連予算

(16, 555千円)
平成29年度予算額 15, 622千円

①大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成【21年度～】

大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成する。

【配布先】新入学生用として、大学、短期大学、専門学校等へ配布
【配布部数】140万部(新入学生相当数)

④啓発活動の推進【11年～】

高校生からポスター・映像を募集し、優秀作品をポスターとして配布、高校野球、Jリーグ等の大型ディスプレイで放映する。

②薬物乱用防止教室推進のための講習会の実施【11年度～】

中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」の推進を図るため、外部指導者を養成する講習会を開催する。

【実施方法】都道府県教育委員会で実施

(参考)児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成【17年度～】

児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し配布する。

【配布先】全ての小学校5年生、中学校1年生、高校1年生等へ配布
【配布部数】小学校136万部 中学校135万部 高校132万部

③シンポジウムの開催【11年度～】

教職員等を対象とした薬物乱用防止教育を推進するためのシンポジウムを開催する。

【実施方法】全国1ヶ所で実施

